

全建労発第67号
令和2年3月4日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔 公 印 省 略 〕

**「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」（分野別運用方針）
の改正について**

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきましては日頃から格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記運用方針につきまして、対象の職種が現在の11職種に加え、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工の7職種が追加となった旨、国土交通省より通達がありました。

また、本年4月1日より建設特定技能受入計画の申請について、原則としてオンライン申請になるとともに、同計画の審査及び認定については、各地方整備局が行うことになるとのことです。

つきましては、当該方針及び運用要領の趣旨をご理解の上、貴会所属会員企業の皆様に周知下さいますようお願い申し上げます。

以上
担当：労働部 吉田